別記第5号様式(第5条関係)

特定動物飼養等状況記録表

年 月 日

熊本県知事

様

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

毛名

ЕΠ

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月分の特定動物の<mark>飼養</mark>状況について、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和 5 5年熊本県条例第 4 1 号)第 6 条第 4 項の規定により提出します。

	許	可	番	号						
÷	許 可	年	月	日			年	月	Ħ	
	特定動物	の種類	及び許	可数						
	変更前の	特定動	物の数	ζ						
当月の変動状況										
日	増加数	減少数	現在	の数	増減の理由	日	増加数	減少数	現在の数	増減の理由
1						1 6				
2						1 7				
3						18				
4						19				
5						20				
6						2 1				
7						22				
8			1			23				
9			_]			24	l			
1 0						2 5				
1 1						2 6				I
1 2			1		T	2 7	T	[[[
1 3			1		T	2 8	[[
1 4			1		T	2 9	[[
1 5			1			3 0				
			1			3 1				
備老	変更後の特定動物の数 (選者 1 様式中数量の増減の記載については そ)							5の茶仕!	- /L = 7 - 1	- ができます

- 備考 1 様式中数量の増減の記載については、その旨を示す書類の添付に代えることができます。
 - 2 様式中の不要の文字は、抹消してください。

す る。

別記第六号様式を削る。

すの氷宮뛂行冼浬」に改め、同様式を別記第六号様式とする。 別記第八号様式中「莽冷野梦蒲騨」を「莽冷野梦」に改め、同様式を別記第七号様式と **忌記無十町様式中「熊本県動物管理条例施行規則」や「熊本県動物の愛護及び管理に関**

別記第九号様式を削る。

に改め、同様式を別記第八号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。 **远記紙十卯様行中「熊本県動物管理条例」や「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」**

6

セ

チ

トル

別記第9号様式(第9条関係)

(表)

第号

動物愛護管理員身分証明書

写真

所属 氏名

年 月 日生

上記の者は、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和55年条例第41号)第17条の2の動物愛護管理員であることを証明する。

年 月 日交付

熊本県知事

印

(裏)

動物の愛護及び管理に関する法律(抜すい)

(報告及び検査)

- 第13条 都道府県知事は、第8条から前条までの規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の飼養施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例(抜すい)

(報告の徴収及び立入調査)

- 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物を飼養し、若しくは保管する者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に飼養施設その他動物の飼養又は保管に関係のある場所(人の住居を除く。)に立ち入り、飼養施設の規模及び構造並びに動物の飼養若しくは保管の状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (動物愛護管理員)
- 第17条の2 知事は、法第13条の規定による立入検査又は前条の規定による立入調査その 他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるために、獣医師等動物の適正な飼養及び保 管に関し専門的な知識を有する職員のうちから動物愛護管理員を任命するものとする。

平平発 平成十三年十二年十二年十二 月月 日日 発印 行刷県 第61号 26 別記第十一号様式を削る。

一回」に改め、同様式を第十号様式とする。 **忌品無十二中様式中「熊本県動物管理条例」や「熊本県動物の愛護及び管理に関する条**

別記第十三号様式中「빠えい蒲鷲」を「빠んい」に改め、同様式を第十一号様式とする。 **忌記箫十四中様代日「熊本県動物管理条例」や「熊本県動物の愛護及び管理に関する条** に、「#U畄すること」を「抹淄してへだみい」に改め、同様式を第十二号様式とす

附 則 ಕ್ಕ

この規則は、公布の日から施行する。

載 依 頼

登

熊本県議会告示第五号

改正する規程を次のように定める。 政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を 平成十三年十二月二十日

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一 熊本県議会議長 荒 木 詔 之

年熊本県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。 政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成七

部を改正する規程

別記第一号様式6及び別記第二号様式6中

	摐		챢		種類				
					銘				
					柄				
					茶				
				茶	数				
				円	額面金額の総額				
- を									

種類 摐 챢 附 則 绺 柩 茶 数 챢

に改める。

この規程は、 平成十三年十二月二十日から施行する。

印刷所 電話代〇九六十二八六十二三二一番株式会社 秀 巧 社熊本市国府四丁目一〇一一八